

声 明

—九州電力玄海原発3号機、4号機稼働差止仮処分決定を受けて—

2018年3月20日

「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団

原告団団長 森永 明子

「原発なくそう！九州川内訴訟」弁護団

共同代表 森 雅美

本日佐賀地方裁判所は、九州・山口の住民らが申し立てた、玄海原発3号機、4号機稼働差止仮処分決定申し立てを却下した。

福島第一原発事故により、原発事故がいかに甚大な人権侵害をもたらすか明らかになった。現在も避難生活を強いられている住民は5万人を超えている。福島第一原発事故の原因については未だ明らかになっておらず、新規制基準はその原因未解明のまま策定されたものである。

本決定の最大の欠陥は、福島第一原発事故の被害を全く直視していない点であり、人権の砦として国民の人格権を守るという裁判所の責務を放棄するものである。原告団・弁護団は、行政による人権侵害を抑止できない裁判所の態度を強く非難するものである。

玄海訴訟弁護団は、新規制基準の不合理性、基準地震動の策定の不合理性、火山事象による重大事故発生の具体的危険性、テロリスト対策の不合理性、重大事故になるおそれがある事故対策の不合理性等、様々な危険性と問題性を指摘してきたが、決定は規制委員会の判断や九州電力の主張に追随するだけで、これらの主張立証を排斥した。

本決定は新規制基準について、福島第一原発事故の事故解明もなされていないにもかかわらず、学術経験者の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、現在の科学技術水準を踏まえた合理的な基準として策定されたもので不合理な点はなく、かつ、その適合性の判断も不合理な点はないとした。

また、基準地震動の策定について、想定すべきは考えうる最大の地震であるべきにもかかわらず、策定された基準は過去に発生した地震、地震動の基準の知見の平均像を求めるにすぎないことを無視し、新規制基準に合理性を認めている。

火山噴火に関しても現時点での科学的知見によって、火山の噴火の時期及び規模を事前に予測することは困難としながら、玄海原発の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相当の根拠をもって示されない限り立地不適でないとした。これは広島高等裁判所の住民の安全を考慮した判断と異なる判断である。

テロリスト対策、水素爆発対策、水蒸気爆発対策等についてもほとんど九州電力の主張を無批判に採用している。

避難計画についても、ただ、法規に従った対策があるから不適切とは言えないというのみで万が一の事故に対し、住民の安全をはかることが可能な避難計画が存在するかという観点からの判断はなされていない。

本決定は極めて不当なものであり、玄海原発の稼働には大きな不安が残るものである。

報道機関の調査等によれば、国民世論は原発稼働に対する不安を持つ国民が常に過半数を超えている状況にある。本決定は原子炉等規制法の規制の在り方には社会通念が反映されているというが、現実の世論は、原発に対して大きな不安を抱いていることは明らかである。

我々「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団・弁護団は本佐賀地方裁判所の決定に対し、強く抗議するとともに、今後とも玄海訴訟原告団・弁護団とともに原発廃炉を求めて闘いを続けていく所存である。